

労働保険関係の手続きは、電子申請で！

インターネットを使って、各府省が所轄する様々な行政手続きができるのをご存じですか。「電子政府の総合窓口（e-Gov：イーガブ）」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、24時間いつでも労働保険の手続きが行えます。

オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります。

ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。



（参考）電子申請が可能な主な労働保険の手続

- ☆ 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続
- ☆ 労働保険の保険関係成立届
- ☆ 雇用保険被保険者資格取得届/喪失届
- ☆ 継続事業一括関係各種手続

いつでも！

電子申請のメリット

どこでも！

夜間、休日など
24時間いつでも手続OK！

自宅やオフィス、
遠隔地からでもOK！

記入ミスや漏れ防止！

時間とコストが節約！

入力チェック機能、オンラインヘルプ機能があるので記入漏れや記入誤り等のミスが防げます。また、前年度記載したものを翌年もそのまま使えるので、書き写しが不要になります！

申請・届出等の用紙の入手が不要で移動時間や待ち時間がなく、行政機関に向く移動時間やコストが削減できます！

オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介

○オンライン申請ガイドブック

<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>

○オンライン申請利用マニュアル一覧

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>



<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

○電子政府利用支援センター

<http://www.e-gov.go.jp/contact/index.html>

口座振替制度を併せてご利用されると、さらに便利になります！

奈良労働局総務部労働保険徴収室 電話 0742-32-0203
〒630-8570 奈良市法蓮町 387 番 地奈良第三地方合同庁舎